

## コンプライアンス規則

### (目的)

第1条 この規則は、株式会社 F E E L（以下「F E E L」という。）の倫理規則の理念に則り、F E E Lに適用又は適用の可能性のある法令、F E E Lの定款又は内部規則の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 F E E Lの役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規則の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

### (コンプライアンス統括の役割)

第3条 F E E Lのコンプライアンスに関する全般の統括長、指揮監督は代表取締役とする。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況の確認
- (3) コンプライアンス違反事件についての原因の究明、分析
- (4) コンプライアンス違反の関係者の処分内容検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明、分析並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

### (報告及び連絡)

第4条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそれに類する行為を発見した場合は、速やかに統括長に報告する。

2. 統括長は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそれに類する行為について知りえた場合は、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し当該事象に対応する。

### 附則

この規則は、平成30年12月3日から施行する。

令和2年3月31日 改定